

「保険検査マニュアル改定（案）の公表について」
《コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方》

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全般	各管理態勢のチェックリストにおいて記載されている方針や内部規程等については、記載すべき事項が盛り込まれ、取締役会による承認を得ているなどの要件を満たしていれば、その形式は、①単独の方針（内部規程）、②複数の方針（内部規程）を総称するもの、③他の方針（内部規程）等と統合しているもの、いずれでもよいという理解でよいか。	貴見のとおりです。 方針や内部規程等については、その名称や形式にこだわらず、記載すべき事項が漏れなく明文化され、方針については取締役会、内部規程については取締役会等の承認を受け、必要のある役職員に周知徹底されているか等、その果たすべき機能が備わっているかを検証することになります。
2	全般	各チェックリストに「取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には」との記載があるが、これらの規定は、取締役会において監査役に直接報告されるべき事項を特定した場合の報告態勢に係る整備を求めることを趣旨とするものであり、監査役へ直接報告されるべき事項の全てをあらかじめ定めておくことを求める趣旨ではないことを確認したい。	貴見のとおりです。
3	全般	各チェックリストに「取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか」とあるが、これらの規定は、監査役が適切な監査を行うため、取締役会が監査役に直接報告されるべきとした事項が漏れなく報告されていることなどにより、適切な措置を講じることを求めているものであり、管理者以外の者が監査役に直接報告を行うことを妨げるものではないという理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、報告の責任者は管理者ということが前提となることに留意が必要です。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
4	全般	<p>今回の改定（案）は「金融検査マニュアル」に全面的に準拠した内容となっているが、保険会社とメガバンクの業務特性や実態の相違を踏まえれば、特に、「統合的リスク管理態勢」や「資産運用リスク管理態勢」等に関して、メガバンクと同等の管理態勢・手法を直ちに適用することには違和感がある。</p> <p>本マニュアルに基づく検査が、保険会社各社の規模・特性を踏まえたものとなるよう、検査においては、双方向の議論を通じて十分な相互理解を図って頂きたい。</p> <p>また、相当大幅な改定であり、新たに盛り込まれた検証項目への対応や、各社の規模・特性に応じた対応として適当と認められる範囲の把握が必要となるため、態勢整備には相応の期間を要することを理解頂きたい。</p>	<p>【はじめに】に記載のとおり、「チェック項目について記述されている字義どおりの対応が保険会社においてなされていない場合であっても、保険会社の業務の健全性及び適切性の確保、顧客の保護の観点からみて、保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではない。」としております。</p> <p>また、実際の検査においても、必ずしもチェック項目について記述されている字義どおりの対応を求めることなく、双方向の議論を通じ、保険会社の規模・特性を踏まえた検証に努めてまいります。</p>
5	全般	<p>全体構成が改められたことに伴い、例えば「I. 経営陣による〇〇態勢の整備・確立状況」中、「3. 評価・改善活動」については新設項目が多数生じている。こうした構成の変更は、「PDCAサイクルが有効に機能しているかという観点」を明確化したものであり、検査における検証強化の趣旨によるものではないことを確認させて頂きたい。</p>	<p>評価・改善活動の新設項目については、旧マニュアルにおいても同様に検証項目としていたものを具体化したものであり、従前より検証を強化するという趣旨ではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
6	全般	<p>例えば、法令等遵守態勢については、「取締役会等は」「～等全ての法令等遵守の状況に関する情報に基づき」「その原因究明については万全を期しているか」とあり、この表記は各カテゴリーに共通している。これは、P D C Aの“C”のステージにあたる部分であり、次の“改善”に繋がるチェック機能の実効性が重要であるという趣旨を明確化したとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	全般	<p>内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領と内部監査計画を取締役会等に承認を受けることが求められている。実施計画は基本的に毎年見直しすることを考えると、全リスクカテゴリーに係る部門については毎年監査を実施することが求められるのか、確認させて頂きたい。</p>	<p>内部監査については、被監査部門の状況に応じて頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のあるものとなっていれば、毎年必ず全リスクカテゴリーをカバーしなくとも足りると考えます。</p> <p>ただし、内部監査計画の承認の際に、取締役会等は、適切なリスクアセスメントを踏まえて監査実施の要否が判断されているか確認すべきものと考えます。</p>
8	全般	<p>「新商品委員会等」「各種法令等遵守委員会等」「調査委員会」「機械化委員会」等の表記がある。例えば、保険募集管理態勢のチェックリストでは、新商品委員会等の要請を受けた管理者が、問題を洗い出した上で、同委員会に報告するとある。これら委員会は、権限を付託された常設機関というイメージなのか確認させて頂きたい。</p>	<p>必ずしも常設機関を前提としているわけではなく、臨時機関もあると考えます。いずれにせよ、検査においては、その機能が発揮されているかを検証することになります。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
9	全般	<p>代理店に対する検査チェック項目、検査のプロセスを公表すべきである。</p> <p>2010年8月27日に公表された「平成22検査事務年度検査基本方針」において、外部委託業者や代理業者に対する金融検査も積極的に実施することが掲げられました。しかしながら、「保険検査マニュアル改定(案)」には、代理店に対する検査チェック項目や検査の実施手続き(プロセス)が明記されておらず、不透明となっています。代理店に自助努力による態勢整備を促すことや、行政対応の透明性・予測可能性の向上の観点からも「実地調査用チェックリスト」と同程度の代理店に対する検査チェック項目等を公表して頂きたい。</p>	<p>実地調査用チェックリストの冒頭(1)に記載のとおり、同チェックリストは、生命保険募集人及び損害保険代理店も対象としております。</p> <p>また、検査の実施手続については、「金融検査に関する基本指針(金検第369号)」(平成17年7月1日)をご参照下さい。</p>
10	【はじめに】 (3)	<p>「保険会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは保険会社の規模や特性に応じた十分なものであると認められる」場合には、外国損害保険会社の在日支店が当該支店の本社の各態勢に関する機能と協働し、各態勢のチェック項目について記述されている対応ができている場合を含むと理解するが、どうか。また、海外に所在する損害保険会社を親会社とする損害保険会社についても同様と解するが、どうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
11	【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】 (2)	<p>検査官の便宜のため、会社法の該当条文を示すべきだと思います。</p> <p>①(会社法第 418 条及び第 415 条) ②(同法第 416 条第4項) ③(同条第1項第2号) ④(同法第 404 条第2項及び第 405 条)</p> <p>なお、④についてですが、同法第 407 条において、監査委員にも執行役等の行為の差し止めが認められているので、「原則として」といった文言を加えるべきだと思います。また、「指名」を「選定」とし、「する。」を「する。）」とするべきだと思います。</p>	<p>本マニュアルは、保険会社に適用される法令等を逐一掲載する方式をとっていません。</p> <p>また、④については、ご意見を踏まえ、「監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が選定した監査委員が委員会の権限を行使する。）」と修正いたしました。</p> <p>なお、④は会社法第 404 条第 2 項及び第 405 条を踏まえた記載としております。</p>
12	【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】 (5) (全般)	<p>従来は「～が望ましい。」として、いわゆる「ベスト・プラクティス」が明示的に記載されていたが、今回改定ではあまり無いように見受けられるところ、何か特定の意図をお持ちかご教示頂きたい。</p>	<p>ベスト・プラクティスとして保険会社のあるべき姿をマニュアルにおいて示すのは、却って保険会社の創意工夫を阻害するおそれもあり、極力ベスト・プラクティスとして記載する項目を減らしました。また、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】において、規模・特性に応じた態勢ができているかを検証するにあたり、一律の規制であるとの誤解を避け、意味を明確化する観点から、ミニマム・スタンダードという用語についても用いないこととしました。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
13	<p>【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】</p> <p>(6) ①、② (全般)</p>	<p>各チェックリストの各種方針や規程等の承認に関し「取締役会」と「取締役会等」と表現が分かれている箇所があるが、承認の主体を「取締役会」とした項目の趣旨を確認したい。</p>	<p>経営の意思決定については様々な形態があることは承知しておりますが、「取締役会」と記載している事項については、取締役会が行うことを前提にしています。</p> <p>本マニュアルでは、方針については取締役会が定める管理の方針、内部規程については、各管理部門が策定し取締役会等が承認する管理に関する取決め、業務細則は、取締役会等から授権された者又は部署が制定・改廃を行う内部規程の下部規程で、業務に関する具体的な手順等を示したものと位置付けています。</p>
14	<p>経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. 1. ②、④</p>	<p>②で「経営方針に沿った経営計画を明確に定め」と記載され、④で「経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、当該保険会社全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクや人的・物的資源配分の戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標を明確に定めているか」と記載されているが、保険検査マニュアルで言う「経営計画」・「戦略目標」が実質的に定められていれば、計画や目標といった名称、同一のものの中で定められる等の形式は問わないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、経営計画や戦略目標については、各々で定められるべき事項が適切に定められていれば、その名称や形式は問いません。</p>
15	<p>経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. 1. ②</p>	<p>「経営方針」の周知対象として、「組織全体」となっているが、具体的な対象範囲は何か。</p>	<p>組織全体と記載した場合には、保険会社全体を意味します。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
16	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素 -の確認検査用チェックリスト I. 1. ⑤	保険会社が委員会設置会社である場合には、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(2)②に記載のとおり、「取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる」ことから、リスク管理方針等の決定権限を執行役(代表執行役)に委任しているときは、このような点に留意して検証を行うことになるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
17	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素 -の確認検査用チェックリスト I. 2. ②	「重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか」と規定されているが、重要なものが取締役会で決定される態勢であればよいとの理解でよいか。 例えば、「重要な規程の改正」を取締役会の専決事項としているケースで、字句修正レベルあるいは保険会社に与える影響が小さい事項についてまで、必ず取締役会で「重大性の判断」を行うことまで求めるものではないとの理解でよいか。	本チェック項目は、取締役が業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているかを検証するものです。 したがって、代表取締役に対する牽制が機能していれば、貴見のとおりと考えます。
18	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素 -の確認検査用チェックリスト I. 3. ①	「牽制機能が有効に発揮される形態で設置」とは、施策等の特性に応じ、個別に判断されるとの認識で良いか確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
19	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト I. 3. ②	<p>「取締役会は、財務情報その他当該保険会社に関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。」とあるが、当該記載は取締役会が態勢整備に係る最終的な責任を負っていることを明確化しているものであり、代表取締役又は業務担当取締役が業務執行を行うことを否定するものではないとの趣旨でよいか。</p>	<p>会社法上、取締役会が会社の重要な業務の決定を行うとされていることから、本マニュアルでは態勢整備のような重要な業務の決定について、最終的な責任を負うのは取締役会として整理しております。代表取締役等が具体的な業務執行を行うことを否定するものではありません。</p>
20	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト I. 3. ③ (iii)	<p>取締役会議事録に関する記載が現行の保険検査マニュアルから変更されているが、いずれにしても会社法第 369 条および会社法施行規則第 101 条の規定を超えるものではないことを確認させて顶きたい。</p>	<p>本チェック項目は、経営管理の観点から、意思決定プロセスが取締役会等の議事録等により事後的に検証できることが重要であることを踏まえ、「原資料と併せて」「議案及び議事の内容の詳細が確認できるものとなっているか。」を検証するものであり、会社法第 369 条及び会社法施行規則第 101 条の規定のみを想定したものではありません。</p>
21	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト I. 3. ④ (i)	<p>経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト(案)の「新規商品等管理に関する方針」と現行の保険検査マニュアル中の「商品開発方針」との違いは何か。両方とも「新規商品の開発・販売と既存商品の改廃」を対象としたものであり、実質的な中身は同じと考えてよいか確認させて顶きたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
22	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト I. 3. ④(i)	<p>「新規商品等」の定義として「新規の商品の取扱い及び新規の業務の開始その他の事項」とおかれているが、現行の保険検査マニュアルの商品開発管理態勢における「商品の開発」ないしは「新商品の開発・販売及び既存商品の改廃」との対比で、改定(案)後段の「及び新規の業務の開始その他の事項」が具体的に何を指しているのかお示し頂きたい。</p>	<p>「新規の業務の開始その他の事項」は、例えば、保険会社が保険業法に基づき行える業務(保険業法第98条第1項の付随業務等)のうち、保険会社が新たに開始する業務等を想定しています。</p>
23	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト I. 3. ⑥	<p>「(内部監査等の)業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか」とされているが、現行の保険検査マニュアルにはない「その戦略上の重要性に鑑み」という表現が追加されることにより、保険会社内で整備すべき態勢上の新たな留意点があれば、お示し頂きたい。</p>	<p>従来と同様に、(リスク管理、内部監査等の)業務に従事する職員につき、業績評価・人事考課上、公平に位置付け、適切な評価を与える態勢を整備しているかを検証することになります。</p> <p>したがって、新たに検証項目を増やしたということではありません。</p>
24	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1. (1) ②	<p>持株会社体制の中では、内部監査方針をグループ統一の「グループ内部監査基本方針」として定められている場合がある。その場合、当該方針において主要子会社の内部監査の実効性の確保に向けた方針が定められているため、別途個社としての方針は不要という理解で良いか。</p>	<p>ご質問にあるように、「グループ内部監査基本方針」を保険会社の内部監査方針とする場合には、当該「グループ内部監査基本方針」の内容等から、その対応が合理的なものであり、さらに、取締役会による内部監査方針の策定、周知と同様の効果がある、または規模・特性に応じた十分なものであると認められるのであれば、不適切とするものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
25	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1. (2) ③ (i)	<p>「取締役会等は、内部監査計画が必要に応じて随時追加的な監査が可能なものとなっていることを確認した上で、これを承認しているか」とあるが、純粋に監査を追加するのではなく、内部監査計画を変更し必要な内部監査を実施することが可能な態勢であれば良いことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
26	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1. (2) ③ (i)	<p>① 「随時追加的な監査」とは、内部監査部門長や担当役員が緊急かつ重大な課題に関して必要性を認めて実施する特別監査のようなものを意図しているのか。</p> <p>② II. 1. (2) ④ (v) の「通常の監査とは別に、法令等違反が生じやすい業務、システム等について、特別な監査を…」との違いがあるのか確認したい。</p> <p>③ また、「内部監査計画」ではなく、同じく取締役会が定める「内部監査規程」の中で定めることでもよいか、確認させて頂きたい。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② II. 1. (2) ③ (i) は、内部監査計画の整備としての観点から、必要に応じた追加的な監査が可能な計画となっているかを検証するもので、同④ (v) は内部監査部門の態勢整備という観点から、特別な監査を実施できる態勢を整備しているかを検証するものです。</p> <p>③ 「内部監査規程」において同様の趣旨を定めることで、実質的にも、必要に応じた随時追加的な監査が可能な計画となっているのであれば、「内部監査規程」において定めることを否定するものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
27	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1.(2) ③ (ii)	現行の保険検査マニュアルでは「連結対象子会社及び持分法適用会社」と記載されていた部分が、改定(案)では「子会社等」と修正されているが、重要性の原則から持分法非適用としている子会社等を対象外とすることが否定されるという趣旨ではないという理解でよいか。	脚注4に記載のとおり「子会社等」の定義については、保険業法第97条の2第3項参照としておりますが、どの範囲の「子会社等」について、業務運営を適正に管理し、その業務が適切なものとなるような措置を講じるかについては、子会社等の業務の規模・特性に応じて、各保険会社が適切に判断すべき事項であると考えます。
28	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1.(2) ④ (iii)	「内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用していることが望ましい」とあるが、必ずしも、内部監査部門内に独自の研修制度を設けることを求められているのではなく、例えば、全職員の育成・研修を担当する部門が実施している研修を活用することで、内部監査に必要な能力の専門性を維持・向上することが可能なのであれば、当該記載の趣旨を満たしているという理解でよいか。	貴見のとおりです。
29	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1.(2) ④ (v)	「取締役会は、通常の監査とは別に、 <u>法令等違反が生じやすい業務、システム等</u> について、特別な監査を実施できる態勢を整備しているか」とされているが、現行の保険検査マニュアルの「重要なリスクにさらされている業務」から下線部分へ変更する趣旨について、ご教示頂きたい。	言い振りを変更しておりますが、旧マニュアルと基本的には同様の意味です。保険会社において、一定の業務に関し法令違反が反復継続して起きている等の事情が発生した場合、通常の監査計画とは別に、これに対する監査を臨機応変に行うことができるような態勢となっているかという意味で記載しております。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
30	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 1.(2)④(viii)	<p>① 海外拠点等における執行部門からの内部監査担当者の独立性を確保すること、並びに本社内部監査部門への内部監査計画・結果等に関する適時適切な報告および本社内部監査部門によるモニタリングは必要不可欠だと考えられる。一方で、海外拠点等のあり様(支店、現地法人等)は様々であり、ガバナンスのあり方も多種多様であることから、必ずしも、本社内部監査部門が、海外拠点等の内部のガバナンス(経営陣や監査委員会による指揮命令等)から独立した立場で、内部監査担当者の任免や人事考課にまで主体的に関与すべきという趣旨ではないことを確認させて頂きたい。</p> <p>② 「一定以上のリスク」の具体的判断基準について、また「直結」とは具体的にどのような態勢を想定しているかについてお示し願いたい。</p> <p>③ 「内部監査担当者」は、内部監査部門に所属する海外担当という認識でもよいか。</p>	<p>① 本チェック項目は、取締役会等が一定以上のリスクがあると判断した海外拠点等に、内部監査の独立性確保のために内部監査担当者を設置しているかを検証するものであり、必ずしも、本社内部監査部門が、内部監査担当者の任免や人事考課にまで主体的に関与すべきという趣旨ではありません。</p> <p>② 「一定以上のリスク」にあたる具体的な判断基準については、当局より判断基準を具体的に記載することは、却って保険会社の創意工夫を阻害するおそれもあり、適切なものではないと考えます。また「直結」とは内部監査部門が内部監査担当者が作成した監査報告書等により、直接、報告を受けることを想定しています。</p> <p>③ 内部監査担当者(インターナル・オーディター)の設置形態は、保険会社によって変わると考えられることから、そのような場合も許容されると考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
31	経営管理（ガバナンス）態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 2. ③（ii）	「内部監査の従事者が直前に従事していた被監査部門等の監査を行うことを回避する」とあるが、専門性の高い内部監査を実施する場合等においては、公正な内部監査を行う態勢が整備されていれば、必ずしも直前に従事していた被監査部門の監査に従事することが否定されるものではないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
32	経営管理（ガバナンス）態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 2. ③（v）	「また、内部監査の結果を分析して問題点を的確に指摘し、定期的に又は必要に応じて随時、これをコンプライアンス統括部門、各業務部門及び営業拠点等に通知しているか。」とされているが、当該問題点の発生に直接係わる組織だけでなく、参考事例として（すべての）営業拠点等にも広く周知させるということなのか、その趣旨を確認させて頂きたい。	内部監査結果の分析情報については、コンプライアンス統括部門のみならず、各業務部門及び営業拠点等においても、リスク管理の高度化や再発防止に向けた対応に資する情報であるため、このように記載しておりますが、こうした趣旨が果たされているのであれば、全ての分析情報が、全ての部門、営業拠点等に通知されていないことをもって直ちに不適切とするものではありません。
33	経営管理（ガバナンス）態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 3.	① 内部監査の評価・改善活動は取締役会からの一方通行になっている。他のカテゴリーは管理者や部門が評価・改善を行い、取締役会に提言ができる記載がある。なぜ内部監査態勢は他と違うのかを確認させて頂きたい。 ② 評価・改善のプロセス自体の方針等への規定化が必要かどうかを確認させて頂きたい。	① 経営管理（ガバナンス）態勢では、保険会社の経営管理の基本的要素が機能しているかを検証することとしており、その一つとして、内部監査態勢が機能しているかを検証することとしています。このため、他の管理態勢のチェックリストとは異なる整理としております。 ② 評価・改善のプロセス自体の方針等への規定化については、保険会社の判断によると思いますが、ここでは、規定の有無にかかわらず、取締役会による内部監査態勢の評価・改善活動について検証することとしております。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
34	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 3. (1) ①	<p>① 「内部監査の有効性の分析・評価」の内容について、IIA（内部監査人協会）や（社）日本内部監査協会が定めている内部監査品質評価プログラムにおける基準との関係について、どのように整理すべきかご教示頂きたい。</p> <p>② いわゆる「外部評価」の実施が、必ずしも必要ではないことを確認させて頂きたい。取締役会が評価を行うための情報としては、まず監査役や監査委員会からの報告等によるものが考えられるが、その他、例えば、持株会社等同一企業グループ内の他社内部監査部門による検証についても、有効な手段と考えてよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>① 各保険会社の判断により、内部監査の有効性の分析・評価のツールとして、IIAや日本内部監査協会が定めている内部監査品質評価プログラムにおける基準を用いることを妨げるものではありませんが、特段、本チェック項目において当該基準との関係を考慮しているものではありません。</p> <p>② 内部監査の有効性の分析・評価については、必ずしも外部評価の実施を必要とするものではありません。</p> <p>また、持株会社等同一企業グループ内の他社内部監査部門による検証であっても、内部監査の有効性の分析・評価に適切に資するものであれば、当該分析・評価を行う上での情報の一つとなり得るものと考えます。</p>
35	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト II. 3. (1) ①	<p>内部監査態勢における利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等とは具体的にどのような組織体によるどのような運営をイメージしているのか。</p> <p>持株会社との経営管理契約に基づき、持株会社の内部監査部門に内部監査態勢や内部監査状況の検証を受けている場合、これを「利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等」による検証と考えて良いか確認させて頂きたい。</p>	<p>利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等は、内部監査上の非常に大きな問題が発覚し、公正な調査が行われると判断される第三者により調査委員会を立ち上げて調査を行わなければ、保険会社としての信頼を失う結果になると経営陣が判断した場合に設置されるものを想定しています。</p> <p>その組織体については、こうした調査を必要とする事案等に依じて、様々な在り方が想定され、基本的には各保険会社により適切に判断されるべきと考えます。</p> <p>左記の例の持株会社の内部監査部門による検証が利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等といえるかは、経営管理契約の内容や、具体的な検証方法等、事案に応じて判断されるべきものと考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
36	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素 -の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1. ③	<p>保険検査マニュアル改定(案) 経営管理態勢【監査業務の補佐態勢】では、監査役補助者の独立性は、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢を求めている。一方、会社法施行規則第100条第3項第二号では、監査役補助者の独立性は、取締役から独立することで担保されている。</p> <p>当該保険検査マニュアル改定(案)における監査役補助者の独立性は、取締役からの独立が確保されていれば、取締役から構成される取締役会からの独立も担保されるという解釈でよいか。</p>	<p>本チェック項目の該当部分は、監査役及び監査役会を補佐する者の独立性の確保の観点から記載しているものであり、取締役からの独立性を確保するためには、取締役会からの独立性も確保することが必要と考えます。</p>
37	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素 -の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. ②	<p>保険会社が委員会設置会社である場合には、「監査役」「監査役会」と記載されている箇所は、「監査委員会」と読み替えるとともに、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(2)に記載のとおり、監査委員会に与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証を行うことになるが、この場合、【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(2)④に記載のとおり、監査委員は独任制の機関ではないので、「各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか」という記載については該当せず、監査委員会が付与された権限に基づく監査を実効的に実施しているかどうか検証を行うことになるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
38	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. ⑤	本項目の趣旨は、客観性を持った専門家の活用を求めているものであり、必ずしも外部の者であることを求めるものではないという理解でよいか。	監査役及び監査役会の機能発揮の補完に資するものであれば、内部の専門家等を活用することを否定するものではなく、そのような趣旨から「外部専門家等」としております。
39	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト Ⅳ. ①	「弁護士等」という文言が追加されているが、弁護士による外部監査とは具体的にどのような事象を想定しているのか。	脚注7に記載のとおり、ここでいう外部監査は財務諸表監査に限定するものではなく、例えば、法令等遵守等に関する内部管理態勢の有効性について、弁護士による外部監査を実施する場合もあり得ることから、こうした記載としております。
40	経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリスト Ⅳ. ①	脚注7にあるとおり、外部監査は制度上義務付けられているものではないとの前提で、営業拠点か非営業拠点であるかを問わず、保険会社が海外拠点の業務が経営に与える影響を勘案し、必要に応じて、外部監査の対象としていれば、当該規定の趣旨を満たしていると考えてよいか。	貴見のとおりです。 なお、各拠点が存在する国の法規制等を踏まえる必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
41	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 1.	①の「法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針」、②の「法令等遵守に係る基本方針」および③の「方針」は、全て同一の方針（＝法令等遵守方針）のことを指しているのか。同一の方針を指しているなら表記を統一した方がわかりやすいように思われる。	これらの方針に関しては様々なあり方があり得ると思われませんが、①については、法令等遵守の担当取締役が適正な法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針を検討しているかについてのチェック項目です。 ②については、上記検討を踏まえ、取締役会が、経営方針に則り、策定・周知すべき法令等遵守全般に関する方針を想定しています。 ③の「方針」は、取締役会による策定プロセスの見直しを定めるものであり、基本的には②「法令等遵守に係る基本方針」を指します。
42	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ①、④	「法令等遵守規程」をコンプライアンス・マニュアルと別に定める必要性をご教示頂きたい。	法令等遵守規程については、コンプライアンス統括部門の管理者が策定し取締役会等が承認する法令等遵守に関する取決め、コンプライアンス・マニュアルについては、コンプライアンス統括部門の管理者が策定し取締役会が承認する、役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為を発見した場合の対処方法等を示した手引書を想定しています。 法令等遵守規程とコンプライアンス・マニュアルは、各々の要件を満たすものであれば、様式にこだわるものではなく、一体として策定することを妨げるものではありませんので、必ずしも別に定める必要はありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
43	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ①	「法令等遵守管理方針」が、その周知の対象が『組織全体』となっているが、「法令等遵守規程」が『組織内』となっている。両者の違いは何か確認させて頂きたい。	組織全体と記載した場合には、保険会社全体を意味します。組織内と記載した場合には関係する必要な組織内を指します。
44	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ② (i)	「脚注1・2」を見ると、「保険募集に関する法令等遵守を一次的に管理する部門」として「保険募集管理部門」が別途存在し、当該部署で、一旦管理しているものをコンプライアンス統括部門が二次的に管理するという趣旨が確認させて頂きたい。	各保険会社の規模や特性に応じて、コンプライアンス統括部門と保険募集管理部門とを一体として設置することや、コンプライアンス統括部門が一次的に保険募集管理に関与することを妨げるものではありません。 また、コンプライアンス統括部門と保険募集管理部門とを別に設置する場合には、コンプライアンス統括部門が二次的に保険募集管理に関与するか否かについても、各保険会社の規模や特性に応じて、各保険会社が判断すべき事項と考えます。
45	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ③ (ii)	「(ii) 取締役会等は、各業務部門及び営業拠点等毎にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス統括部門等と連携させているか。」との記述がある一方で、後段にコンプライアンス・オフィサーの記述もなされている。「コンプライアンス担当者」にはコンプライアンス・オフィサーも含まれるという理解でよいか。	コンプライアンス・オフィサーは、「例えば、海外拠点等のようにコンプライアンス統括部門による日常のモニタリングが困難な事情のある場合に、当該拠点の法令等遵守を確保する役割を負うもの」とし、コンプライアンス担当者は、「管理者やコンプライアンス統括部門と連携し、各業務部門の情報を収集し伝達するなど、モニタリングのための役割を負うもの」と整理しています。 したがって、コンプライアンス担当者とコンプライアンス・オフィサーは、基本的には別の役割を担う者としております。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
46	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ⑤	<p>コンプライアンス・プログラムは、必ずしも毎年度、全ての部門や個人に対して、衡平な評価が可能な実践計画とならないこともあり、実態としては、コンプライアンスの取組みは、当該年度のプログラムだけにとどまらず、広範な課題推進を部門組織や個人に対して課していることが多いと思われるが、このようなことも許容されるのか。</p>	<p>業績評価や人事考課等はそもそも、職責に応じて行われるものであり、コンプライアンス・プログラムの実施状況も職責に応じて反映されることを想定しています。</p> <p>なお、ご意見にあるように、部門組織や個人に対して課すコンプライアンス・プログラムにとどまらない課題を業績評価や人事考課等に反映することを妨げるものではありませんが、ここではコンプライアンス・プログラムに関連する事項として記載しております。</p>
47	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ⑧	<p>執行部門の担当役員も構成員となっている取締役会等が、各カテゴリーにおける内部監査の実施対象項目および実施手順を明確に記載させ承認することとした場合、内部監査部門の独立性を損なうおそれがあるのではないかと考えます。</p>	<p>内部監査の独立性確保の観点については、執行部門の担当役員が、内部監査実施要領の策定に不適切に関与しているような場合であれば、問題があるものと考えます。</p> <p>なお、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領である内部監査実施要領については、その重要性から、取締役会等による承認がなされることを前提としております。</p>
48	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (2) ⑥ (ii)	<p>相談・苦情等の中で法令等違反行為又はその疑いに関する情報が含まれるもののうち、顧客サポート等管理責任者等が把握しておくべき情報が「還元」されていれば、当該規定の趣旨を満たしているとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には貴見のとおりですが、いかなる情報を顧客サポート等管理責任者が把握しておくべき情報とするかについては、適切に分析・検討される態勢が整備されている必要があると考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
49	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 1. (2) ⑩	監査役への報告事項は、取締役会の決定が必須か確認させて頂きたい。	必ずしも、取締役会の決定を必須とするものではありません。 なお、会社法や保険業法等において、一定の会社には内部統制の一環として、「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」を取締役会において決定することが求められる場合もあることに留意が必要です。
50	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 5. ④ (iii)	「本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。」の意図や一定の場合について具体的にご提示願いたい。(一定の場合とは「人格のない社団又は財団」の取引担当者に変更があった場合のことか。)	犯罪収益移転防止法等の法令において、本人確認済みの取引であっても、なりすましが疑われるような場合等には、再度の本人確認が求められており、こうした場合に適切な再度の確認が行なわれているかを検証するものです。 なお、「人格のない社団又は財団」の取引担当者に変更があり、当該担当者について本人確認を行っていないような場合には、そもそも本人確認済みの取引には該当しないものと考えます。
51	法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 6. ④ (i)	「疑わしい取引の傾向についての事例」とは何か。また「成果」とは単に蓄積された事例のことか確認させて頂きたい。	傾向についての事例とは、当該保険会社が、過去に疑わしい取引として届出を行なった取引の傾向を想定しています。 また、成果には、個別の事例そのもののほか、事例の類型化や、分析結果等が含まれることもあり得ると思われませんが、当該成果の周知方法については、各保険会社がその規模・特性に応じて検討するべき事項であると考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
52	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト 全般	代理店に対し、直接、金融検査を行うことにより、保険会社の代理店に対する管理態勢を検証することが、保険会社が自己防衛に傾斜した過剰反応により代理店の日常的募集活動の阻害要因となることは避けなければならないと考えるが、どうか。	<p>保険募集管理態勢の整備・確立は、顧客保護等の観点から極めて重要であり、保険会社は、保険募集人の属性等を踏まえ、実効性のある保険募集管理態勢を整備することが重要です。</p> <p>なお、具体的にどのような態勢を整備するかは各保険会社の判断によりますが、実効性を伴わない過度に煩雑な手続等を定めることは不適切であると考えます。</p>
53	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト 全般	消費者に近い代理店から、保険会社の管理文書に対する修正提案を取り上げるような仕組みについても取り込めるようにすべきではないか。	左記意見のような事項を含め、保険会社と代理店が十分に連携を行い、適切な管理態勢を構築することが重要と考えます。
54	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト 全般	保険会社の管理手法が正しい前提で、その運用を検査されるように見受けられるが、その管理手法自体の実効性について顧客視点で評価できる仕組みを持つ事が望ましいといった一文を挿入できないか。	<p>検査においては、保険会社における管理手法の適切性も含めた保険募集管理態勢の態勢整備及び実効性を検証することとなります。</p> <p>なお、当然ながら、顧客視点も重要と考えており、こうした点も踏まえた検証項目としております。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
55	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 【検証ポイント】、 I. 1. ①	<p>① 今回の改定にあたり募集管理態勢整備につき、保険募集人属性や販売チャネル特性を考慮することが新たに盛り込まれているが、本チェックリストにおいて、『「保険募集管理」とは、保険募集に関する法令等の遵守を確保し適正な保険募集を実現するため必要となる管理をいう。』と定義されており、第一義的には募集人属性や販売チャネルに関わらず、一律にその遵守を求めるものとする。上記前提に立ち、あくまでも販売チャネル特性や保険募集人属性は補完的に考慮することが求められるとの理解でよいか確認させて頂きたい。</p> <p>② 保険募集管理ルールは一律に定めており、マニュアルも1つである。マニュアルを、例えば属性別・チャネル別に複数用意することまで求められるものではないと理解してよいか。</p>	<p>① 適正な保険募集を実現するためには、保険募集人属性や販売チャネル特性を踏まえ、実効性のある保険募集管理態勢を整備する必要があると考えます。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p>
56	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 1. ②	保険募集管理方針は、その内容が適正であれば複数の方針をもって定めることも許容されるとの理解でよいか確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。
57	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 1. ②	「保険募集管理方針」という新たな表現が出てきている。従来の「取組方針」等と概念的には差異はないと考えてよいのか確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
58	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 2. ①、④	<p>「保険募集管理規程」と「保険募集コンプライアンス・マニュアル」との新しい規程の概念が示されているが、現行の保険検査マニュアルの「募集に関する規程」を改定し、新たな規程策定が求められるとの趣旨なのか。</p>	<p>保険募集管理規程と保険募集コンプライアンス・マニュアルは、各々の要件を満たすものであれば、様式にこだわるものではなく、一体として策定することを妨げるものではありません。</p> <p>ただし、保険募集コンプライアンス・マニュアルは、保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の解説、適正な保険募集のために履践すべき顧客説明等に関する手続等を具体的に示した手引書であり、その性質、重要性と経営に与える影響の大きさにかんがみ、管理者が策定し、取締役会が承認するということを前提にしています。また、II. 1. (1) ④(ii)に記載しているとおり、保険募集コンプライアンス・マニュアルに記載されるべき事項のあり方等は、保険募集に携わる役職員等の属性等に適合したものとなっている必要があることについても留意が必要です。</p>
59	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 2. ①、④	<p>保険募集管理態勢において、I. 2. ①の内部規程、保険募集管理規程の承認者は「取締役会等」とされ、同④の手引書、保険募集コンプライアンス・マニュアルの承認者は「取締役会」とされている趣旨を確認したい。</p>	<p>上記 58 番回答をご参照下さい。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
60	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 2. ②	<p>保険募集管理部門は、保険募集管理を適正に行うための態勢が整備されていれば、複数の部署によって構成していても良いことを確認したい。</p> <p>また、複数の部署によって構成される場合の管理者は、各部署の管理者の総称、あるいは統括部門の管理者というような考え方であっても、実効性が担保されていれば良いことを確認したい。</p>	<p>保険募集管理を適正に行うための態勢が整備されていれば、複数の部署によって、保険募集管理部門を構成することを妨げるものではありません。</p> <p>また、管理者を、各部署の管理者の総称、あるいは統括部門の管理者とすることを否定するものではありませんが、その場合には当該管理者の役割や責任が明確にされているかを検証することとなります。</p>
61	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 2. ④	<p>保険募集コンプライアンス・マニュアルは、法令等の解説、顧客説明等に関する手続き、違法行為を発見した場合の対処方法等を、保険募集に携わる役職員等の属性等に適合した形で記載していれば、必ずしも独立して策定することはなく、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストにおけるコンプライアンス・マニュアルに内包することも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
62	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト I. 2. ⑤	<p>保険募集コンプライアンス・プログラムの実施状況の業績評価や人事考課への反映は、ミニマムスタンダードなのか確認させて頂きたい。</p>	<p>本マニュアルにおいては、規模・特性に応じた態勢ができているかを検証するにあたり、一律の規制であるとの誤解を避け、意味を明確化する観点から、ミニマム・スタンダードという用語を用いないこととしました。</p> <p>なお、保険募集コンプライアンスの実効性を確保するためには、保険募集コンプライアンス・プログラムの実施状況を業績評価や人事考課へ反映する態勢を整備することが重要であると考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
63	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (1) ①	<p>保険募集管理方針、保険募集管理規程、保険募集コンプライアンス・マニュアル等について、「組織全体」「保険募集人」等への周知を求めている部分については、保険募集に関係する役職員等の属性等やチャネル特性を考慮し、必要と判断される点を十分に周知していればよいかを確認したい。</p> <p>例えば、乗合代理店の個々の募集人については、全ての保険会社の保険募集管理方針、保険募集管理規程、保険募集コンプライアンス・マニュアル等の現物が全員に配布されることを一律に求めるような趣旨ではなく、これらの内容を踏まえた指導が行われる態勢を確保することが求められるとの理解でよいかを確認したい。</p>	<p>例えば、代理店等に対し、「保険募集管理方針」、「保険募集管理規程」、「保険募集コンプライアンス・マニュアル」等の内容の全てを周知する必要は必ずしもありませんが、保険募集人が適正な保険募集を行うために必要な事項を適切に周知する態勢の整備が重要であると考えます。</p>
64	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (1) ②	<p>保険募集管理規程において、「新規商品等の承認・審査」とあるのは、II. 1. (2) ⑩及びII. 2. ⑨において、「当該新規商品等に関する規制、内部規程等を調査し、保険募集管理の観点から生じうる問題点」を洗い出すことを指していると考えられるが、これには新規商品等の商品内容そのものに関する問題点を募集管理の観点から洗い出すことを含むのか確認させて頂きたい。</p>	<p>ご指摘の内容を含むものです。</p> <p>なお、商品を開発する段階とこれから商品を投入する段階の2つのフェーズがあり、両方の観点から、問題点を洗い出すことを想定しています。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
65	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅱ. 1. (1) ②	「保険契約継続の状況」とは何を指しているのか。	保険契約継続の状況については、例えば、早期解約・早期失効の状況等を指します。
66	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅱ. 1. (1) ②	「保険募集を行う者が遵守すべき事項に関する取決め（例えば、保険募集を行う者が確保すべき知識水準等の資質、顧客のニーズないし属性の確認、契約締結までに行う保険契約の内容及びリスク等の説明に関する取決め等）」とあるが、「顧客の属性の確認」とは何を指しているのか。 また、次の「・保険募集において顧客に説明すべき重要な事項及びリスクの明示に関する取決め」の記載内容との重複感があるが、前者が行為に関する取決めで、後者が内容に関する取決めという理解でよいか。	顧客の属性の確認とは、顧客の知識・経験や財産などの属性を確認することをいいます。 ご質問の後段部分については、貴見のとおりです。
67	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅱ. 1. (1) ②	保険募集管理規程には、必ずしも具体的な実務内容や基準を定める必要はなく、具体的な実務内容や基準については、各所管部門の細則や事務処理手順書等において定めることが認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、Ⅱ. 1. (1) ④記載のような事項については、保険募集コンプライアンス・マニュアルに規定するものとしていることに留意が必要です。
68	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅱ. 1. (1) ②、④ (i)	「顧客のニーズないし属性の確認」とあるが、当該記載は、必ずしも全ての保険商品を対象としたものではなく、法令や監督指針等を踏まえて、各社で適切に対応することを求める趣旨であるという理解でよいか。	貴見のとおりです。 ここでは、必ずしも全ての保険商品について、「顧客のニーズないし属性の確認」が必要となるという趣旨ではありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
69	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (1) ②、④	保険募集管理規程は、保険募集に関して役職員等が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めを網羅していれば、単一の規程でなくとも、複数の規程等をもって構成することも許容されるとの理解でよいか。保険募集コンプライアンス・マニュアルも同様の理解でよいか確認させて頂きたい。	保険募集管理規程、保険募集コンプライアンス・マニュアルについては、記載すべき事項が漏れなく明文化され、保険募集管理規程については取締役会等、保険募集コンプライアンス・マニュアルについては取締役会の承認を受け、必要のある役職員等に周知徹底されていることなど、その果たすべき機能が備わっているものであれば、その形式にこだわるものではなく、複数の規程等をもって構成することを否定するものではありません。 なお、この場合には、保険募集管理規程又は保険募集コンプライアンス・マニュアルが有機的に一体のものとして機能しているかを検証することになります。
70	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (1) ③	保険募集コンプライアンス・マニュアルは、保険募集管理方針及び保険募集管理規程等に沿ったものとなっていれば、保険募集管理部門だけではなく、必要に応じ関連する業務を所管する部門と連携して策定しても良いことを確認したい。	貴見のとおり、「必要に応じ関連する業務を所管する部門と連携」することを否定するものではありません。
71	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ②	本項での「関係業務部門」は、具体的には本マニュアルに言う「契約管理部門」を指しているのか確認させて頂きたい。	契約管理部門に限らず、保険募集に関係する部門全般を指します。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
72	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ②	<p>① 乗合代理店の場合、所属会社の数が多く会社がそれぞれ独自にコンプライアンス・マニュアルを策定していた場合、代理店はそれぞれ個別に対応する必要があるのか。 最大公約数的な管理態勢に適切に対応することで十分と考えられるが、どうか。</p> <p>② 「大規模な乗合代理店には保険会社に対して強い交渉力等を有しているものもある」とあるが、これは独立色が強く、保険会社に対して強い交渉力等を有している代理店を否定的に認識している記述のように受けとられかねない。代理店は顧客と現実に対応する主体であり、顧客の保険に対する期待を的確に捉え顧客に安心、安全を提供する責務があり、その過程で保険会社に対して時に強い交渉力等を持つことは顧客の利益、利便を確保するうえで必要なこともあると考えられるが、どう考えておられるか。</p>	<p>① 保険会社が策定する保険募集コンプライアンス・マニュアルは、各保険会社の商品内容等に応じて策定されていると考えられることから、多数の保険会社に所属している乗合代理店は、各社の同マニュアルに則り、個別に対応する必要があると考えます。</p> <p>② 保険会社における保険募集管理態勢の整備状況を検証する観点から記載しており、保険会社に対して強い交渉力等を有している代理店を否定的に認識しているものではありません。</p>
73	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ②	<p>コンプライアンス研修の業界統一のガイドラインを作成頂きたい。また、乗合代理店の場合には、1社受講により各社受講済とみなしていただくことについても認めて頂きたい。</p> <p>理由：コンプライアンス研修内容は、重点項目に各社ごとに若干異なる点があります。顧客への誤認防止の点から受講ガイドラインを作成いただき、保険会社にかかわらず統一した見解のもと、お客様に統一した対応をすることが適正な募集活動につながると考えるからです。</p>	<p>【はじめに】(3)において、「本マニュアルは、検査官が、保険会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるもの」としているとおおり、検査マニュアルの性格上、お示しの意見を本マニュアルに反映することは適当ではないと考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
74	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ⑦	<p>保険会社による保険代理店の募集資料（主として募集文書）の取り扱い管理に関し、対象文書の定義と対象範囲を具体的に明示した統一ガイドラインを作成して頂きたい。</p> <p>また、統一ガイドラインのもとで、募集文書のリーガルチェックを1社承認により乗合他社への統一承認を可能として頂きたい。</p> <p>理由：保険代理店は契約者及び見込み顧客に対し、ホームページや会社案内等で自社の存在を知らせるという文書等から、取り扱い商品の特徴を知らせるものまで幅広くあります。特に乗合代理店の場合には、複数保険会社へのリーガル・チェック等を行うこととなりますが、保険会社ごとに見解が異なる部分があり代理店が作る資料につき募集文書といえるかどうかの判断がつきにくいのが現状です。</p> <p>また、リーガル・チェック等による記載内容についての見解が異なる場合があります。顧客等における誤認を防止する観点から本要望に基づいた統一ガイドラインにより適正な募集資料の作成が必要であると考えます。</p>	<p>保険募集資料の記載のあり方等は、法令等を踏まえ、各保険会社が適切に判断すべきものと考えます。</p>
75	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ⑧ (ii)	<p>相談・苦情等の中で保険募集に関する法令等違反行為等又はその疑いに関する情報が含まれているものについて、情報を保有する部門、部署、個人等からの報告は、直接的に保険募集管理者に報告されるルート以外にも、例えば、相談・苦情等を一元的に管理する顧客サポート等管理部門を経由し報告を受けることも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>本チェック項目は、相談・苦情等の中で保険募集に関する法令等違反行為等又はその疑いに関する情報が含まれるものについて、管理者と顧客サポート等管理責任者等との連携により、適切な評価・改善活動が行われる態勢が整備されているかを検証するものであり、こうした態勢が適切に機能している限り、複層的な情報収集ルートの構築を否定するものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
76	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 1. (2) ⑩	<p>「保険募集のために必要となる事項について、十分な研修・指導を行わせる態勢を整備しているか」とあるが、当該記載は、保険募集管理部門が主体として実施する研修等で必ずしも全てを網羅する必要があるという趣旨ではなく、営業推進部門や教育部門、商品開発部門、事務サービス部門が主体となって実施する研修等を含め、総合的に保険募集管理に関する研修・指導態勢が保険募集管理者の役割・責任において整備されていれば足りるという理解で問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
77	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト II. 2. ⑤	<p>保険募集資料等に関するリーガル・チェック等は、必ずしも保険募集管理部門が実施しなくても、（保険募集資料等を作成している他部門が）コンプライアンス担当部門にリーガル・チェック等を実施させることでも良く、保険募集資料等に対する十分な審査体制が整備されていれば良いことを確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
78	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト III. 1. ④ (ii)	<p>① 適切な時期について、各種の書面の性質により適切な時期が異なるという理解でよいか。</p> <p>② 交付を要する各種の書面とあるが、ホームページへの掲載などの電子媒体による提供も含まれるという理解でよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② 交付を要する書面の種類に応じた適切な取扱いであれば、電子媒体による提供等を否定するものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
79	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ④ (iii)	<p>「顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえた上で契約の内容及びそのリスク等を顧客に対して～」とあるが、現行の保険検査マニュアルの「顧客のニーズや知識、経験及び財産の状況を踏まえて説明を行うなど、」に比して過重する内容ではないと解していいか確認させて頂きたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
80	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑤ (iii)	<p>当該項目で使用している「保障」及び実地調査用チェックリスト1. (1) ⑨で使用している「保障」という用語は、「保障（補償）」という用語を使うのが適切ではないでしょうか。</p> <p>「保障」及び「補償」の使い分けは、一般に、生命保険会社では「保障」という用語を使い、損害保険会社では「補償」という用語を使っています。また、保険業法では、生命保険に係わる条文については、保障（補償）という用語を使い、損害保険に係わる条文については、補償という用語を使っています。</p> <p>保険検査マニュアルは生保、損保双方に向けて策定されておりますので、双方に通じる「保障（補償）」の用語を使用するのが正確であると思料いたします。</p>	<p>本マニュアルにおいては、保障という用語を統一して用いております。</p> <p>なお、保障（補償）の用語を使用している箇所（保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリストⅢ. 1. ② (v)）があったため、当該箇所については、「<u>保障</u>」と修正いたしました。</p>
81	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑧ (iii)	<p>「大規模な乗合代理店等」の範囲については、代理店の規模、特性等を総合的に勘案し、保険会社が判断するという理解でよいか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
82	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑧ (iii) イ	<p>「業務監査」という用語の記載が2箇所あるが、独立した内部監査部門が行う「内部監査」と同義ではなく、経営管理(ガバナンス)態勢—基本的要素—の確認検査用チェックリストの脚注2にある「内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等」の1つであるという理解でよいか、確認させて頂きたい。</p>	<p>本項前段部分の業務監査とは、保険会社による代理店の業務に対する監査を意図しており、後段部分の業務監査は、代理店による保険募集人の業務に対する監査を意図していることから、「内部監査」ではなく「業務監査」という文言を用いたものです。</p> <p>したがって、業務監査という用語を、「内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等」の一つとして用いるという趣旨ではありません。</p>
83	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑧ (iii) ロ	<p>「代理店に保険募集管理に関する担当者を自ら配置」とあるが、当該記載は、規模・特性等を踏まえて対応すればよく、法令等に基づき既に「法令等遵守統括責任者」や「業務管理責任者」等が配置されている場合に、必ずしも別個の担当者を配置させることを求めるという趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
84	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑧ (iii) ニ	<p>「他の保険会社に代理店に対する保険募集の支援・指導を委託している場合には、他の保険会社に自らの保険募集管理を徹底させているか」との項目について、「他の保険会社に代理店に対する保険募集の支援・指導を委託」することは、実務的にはあまり見られないと思われそうですが、具体的にはどのような場面を想定されているのでしょうか。</p>	<p>保険会社間の保険商品の提携販売等の場合において、保険会社が他の保険会社に代理店に対する保険募集の支援・指導を委託している場合を想定した検証項目としております。</p>
85	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. ⑧ (iv)	<p>本項目は、過度な便宜供与等の結果、顧客の選択肢を狭めるようなことを防ぐ趣旨という理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
86	保険募集管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 3. ③	「保険商品の提携販売」とは具体的にどのような販売形態を指しているのか確認させて頂きたい。	例えば、複数の保険会社がそれぞれの保険商品を組み合わせ、一つの商品として販売を行なうような場合を想定していません。
87	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェック リスト 全般	所々に「□□□□部門（管理責任者）は…モニタリングを行っているか」とあるが、当該部門（管理者）がモニタリングの結果を把握していれば、他の部門がモニタリングを行っていても当該規定の趣旨を満たしているという理解でよいか。	モニタリング態勢の整備や実施に関する役割・責任は、項目に応じて各管理者、部門、管理責任者にあることを前提としておりますが、モニタリングに関する役割・責任を負う者がモニタリングの結果を適切に把握し、評価・改善活動につながる態勢が整備されていれば、間接的なモニタリング態勢の構築を否定するものではありません。
88	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェック リスト 全般	顧客サポート等管理責任者、外部委託管理責任者、利益相反管理責任者等の「責任者」の設置が示されているが、当該業務を管轄・管理する部門を定め、設置している場合、その部門長がそれぞれの責任者の役割を実質果たしているもので、改めて「…責任者」を指名する必要はないと理解しますが、どうか。	検査においては、管理責任者に求められる役割・機能が実効的に発揮され、問題が生じていないかという観点から検証を行うこととなります。 なお、顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリストにおける顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢、その他保険会社において判断した業務の管理態勢については、保険会社の顧客保護の仕組みや組織体制のあり方が様々であること、保険会社による顧客保護のための自主的な取り組みのインセンティブを阻害しないようにすること等を踏まえ、柔軟な構造による検証を可能にするため、部門の設置を前提として記載しておらず、また、各管理責任者の所属も明示していません。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
89	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 【検証ポイント】	①②については担当部門の設置が、③～⑦については管理責任者が担うことが求められているが、両者を区別する理由・背景をお示し願いたい。	①保険契約管理態勢及び②保険金等支払管理態勢については、契約管理、支払管理に係る業務が、特に、定常的な業務であり、各保険会社においても、個別の担当部門を設置することも多いことから、部門の設置を前提として記載しております。 ただし、【検証ポイント】や脚注4記載のとおり、部門の設置が必須であるとの趣旨ではありません。 また、③顧客サポート等管理態勢、④顧客情報管理態勢、⑤外部委託管理態勢、⑥利益相反管理態勢、⑦その他保険会社において判断した業務の管理態勢について、管理責任者が担うことを前提としている理由については、上記88番回答をご参照下さい。
90	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ②(i)	「外部委託管理の適切性確保」に関して「方針」を策定する必要性・理由は何か確認させて頂きたい。	保険会社の業務が外部委託される場合における顧客情報や顧客への対応の管理は、顧客保護の観点から重要な事項であることから、顧客保護等管理方針において、外部委託管理の適切性の確保が盛り込まれることを前提として、こうした記載としております。
91	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (1) ①(i) ハ	「業務細則」とされているが、所謂「事務処理マニュアル」がこれに該当するものと考えてよいか確認させて頂きたい。	II. 1. (1) ①(iii)にある保険契約管理マニュアルの内容が網羅されていること等、要件を満たすものであれば、名称は問いません。
92	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (1) ①(ii)	取締役会等に対する報告に関する取決めとあるが、特に当該規程に記載がなくとも、業務分掌規程等に定められていれば問題ないか確認させて頂きたい。	取締役会等に対する報告に関する取決めを、業務分掌規程等で定めることを否定するものではありませんが、管理者の関与のもと、保険契約管理に係る事項についての報告に関する取決めが適切に定められている必要があります。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
93	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (1) ② (v)	モニタリングとは、「数値」として把握することを前提にしているのか。業務監査部による監査も含まれるという理解で良いか確認させて頂きたい。	<p>保険契約管理マニュアルの遵守状況等をモニタリングの対象としており、数値として把握するものに限られません。</p> <p>また、ここでは管理者が整備すべきモニタリング態勢を検証項目としているものであって、内部監査をモニタリング態勢に含む趣旨ではありません。なお、実際のモニタリングにおいて、内部監査結果をモニタリングに活用することを妨げるものではありません。</p>
94	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (1) ② (viii)	「管理者は、取締役会の決定事項に従い、監査役へ直接報告を行っているか」とあるが、このチェック項目は、I. 2. ⑦【監査役への報告態勢の整備】を前提とするものであり、監査役へ直接報告されるべき事項を特定するかどうかや、その内容等については、取締役会の判断によると考えてよいか。	貴見のとおりです。
95	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (1) ① (ii)	「保険金等支払管理の処理の記録等の保管に関する取決め」とは、支払一件書類の保管期限との理解で良いか。これ以外に何かあるのか。	支払一件書類の保管期限も含まれますが、これに限られるものではなく、例えば、保険金等支払に関連する内部帳票や、こうした処理の記録の保管場所、保管方法等も含まれます。
96	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (1) ② (iv) ロ	保険募集時においていかなる勧誘が行われたのかを検証することについて、その「必要性がないことが明らかな事案」の判断基準があればお示し頂きたい。また、個別事案において保険募集管理部門等と連携する局面とはどのような状況を想定しているのか、ご教示願いたい。	<p>必要性がないことが明らかな事案か否かは、個別具体的な事案に応じて、各保険会社が検討すべきものと考えます。</p> <p>また、保険募集管理部門等と連携する場面は様々なものが考えられますが、例えば、告知義務違反を理由に支払を拒否する場合において、募集時に適切な保険募集が行なわれていたかを保険募集管理部門と連携して確認する場合等が考えられます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
97	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (1) ③	1つ目の「・」に『相談・苦情等の記録の作成及び保管に関する手続き』とあるが、記録および保管について一般的な問い合わせ等を含むあらゆる問い合わせが対象となるものではないことを確認させて頂きたい。	記録の作成及び保管に関する手続の対象とする相談・苦情等の範囲については、個別の相談・苦情等の重要性に応じて、各保険会社が適切に判断すべき事項であると考えます。なお、顧客サポート等の適切性が確保されるものであれば、あらゆる問い合わせについて、記録の作成及び保管に関する手続を定めることを求めるものではありません。
98	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (1) ③	本項目のなお書きは、顧客サポート・マニュアルが社外の保険募集人に周知されていることが前提の記載と思われるが、そのような理解でよいか確認させて頂きたい。	本チェック項目は、顧客サポート・マニュアルの内容として、社外の保険募集人が相談・苦情等を受け付けた場合の役割分担が明確化されているか等を検証するものです。 したがって、顧客サポート・マニュアルの内容によっては、社外の保険募集人への周知が必要となる部分もあり得ると思われれますが、一律に同マニュアルを社外の保険募集人に周知することを求めるものではありません。
99	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (1) ③、 (2) ④ (i)	顧客サポート・マニュアルに記載する手続の事例として「相談・苦情等の記録の作成及び保管に関する手続」が挙げられているが、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理できていれば、顧客からの問い合わせ、相談、要望、苦情及び紛争といった申出区分に応じて、記録方法や保管期間が異なっても問題ないという理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
100	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (2) ① (iv) ロ (ロ)	「法令等で義務付けられている書面」とあるが、具体的に定められたものがあるのか、お示し願いたい。	契約締結前交付書面のほか、業務及び財産の状況に関する説明書類などがあります。
101	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (2) ② (iii)	「顧客サポート等管理責任者は、社外の保険募集人に対し、相談・苦情等の状況に応じて、相談・苦情等を受け付けることができる窓口における相談・苦情等の対応の充実・強化を図るための措置を講じているか。また、当該保険募集人の規模・特性等を踏まえ、必要に応じ、相談・苦情等を受け付ける専門の相談窓口を整備させているか。」と記載されているが、ここでいう「専門」の相談窓口とは、保険に限った窓口との趣旨ではないという理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
102	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (2) ③ (i)	<p>「顧客サポート・マニュアルに従い関連部署と連携の上、適時適切に対応する」こととされる「役職員等」には代理店を含むものとされているが、顧客サポート・マニュアルを代理店へ周知させなければならないものかどうか確認させて顶きたい。</p> <p>また、代理店が「関連部署と連携」するというのは不自然であるようにも思われるが、これで差支えないか併せて確認させて顶きたい。</p>	<p>顧客サポート・マニュアルの内容によっては、社外の保険募集人への周知が必要となる部分もあり得ると思われませんが、一律に同マニュアルを代理店や社外の保険募集人に周知することを求めるものではありません。</p> <p>また、代理店等が相談・苦情等を受け付けた場合、保険会社の関連部署と連携を図って対応することが必要と考えます。</p> <p>なお、適切な顧客サポート等の実現のために、苦情等を受けた代理店等がどのような関連部署（支社を含む）と連携するかは各保険会社の顧客サポート等管理体制によるものと考えます。</p>
103	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (2) ④	<p>社外の保険募集人が受け付けた相談・苦情等で記録・保存すべき範囲について、「顧客サポート等の適切性が確保されるものであれば、全ての問い合わせについて対処結果も含め記録・保存する必要はない」という認識でよいか確認させて顶きたい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
104	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 3. (2) ⑤	<p>「繰り返し生じる相談・苦情等」とあるが、当該記載は、「同種の苦情が多く発生していること」あるいは「同一申出人からの繰り返し相談・苦情等を申し出られたこと」を想定しているのか。</p>	<p>基本的には、同種の苦情が多く発生している場合を想定していますが、これにとどまるものではなく、例えば、同一営業拠点において相談・苦情等が繰り返し生じている場合等についても、適切な対応が求められることもあり得ると思えます。</p>
105	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 4. (1) ③	<p>顧客情報管理マニュアルに定めることを求められている「管理の対象となる帳票や電子媒体等」について、対象数が膨大となる場合、別途「管理の対象となる帳票や電子媒体等」を管理するシステムや管理簿名を記載したり、管理対象となる帳票や電子媒体の種類等を記載したりすることで問題ないか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
106	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト II. 4. (2) ②	「顧客情報管理事務」とは具体的に何を指しているのか。「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条に関することと捉えてよいのか確認させて頂きたい。	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第10条は、個人データに関する安全管理措置について規定するものですが、ここでいう顧客情報管理事務は、個人データに限らず、個人情報や法人顧客に関する情報も含めた幅広い顧客情報を管理するための事務を指します。
107	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト II. 4. (2) ③ (iv)	外部委託先との顧客情報のやり取りに関する「システム上必要な保護措置」については、システム上で措置を講じることが合理的で技術的に可能な場合に求められるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
108	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト II. 5. (2) ②、③	外部委託管理責任者とは、個々の委託元部門の責任者ではなく、外部委託管理に関する全社管理の枠組み策定・全社運営を担う部門の責任者であるとの理解でよいか。 その上で、当該記載は、外部委託管理責任者自らが、個々委託先の選定にあたり、その都度、事前にリスクの特定や委託先選定を行うとの趣旨ではなく、個々の委託元部門の責任者が当該取組を事前実施するような態勢を外部委託管理責任者が整備するとの趣旨と理解してよいか。	貴見のとおりです。
109	顧客保護等管理態勢 の確認検査用チェックリスト II. 5. (2) ⑨	取締役会等への報告について、事務・システム等のリスク・カテゴリー毎に該当するリスク担当組織より報告する態勢とすることも可能と考えてよいか。	取締役会等へ適切に報告がなされる態勢が整備されているのであれば、ご質問のような態勢とすることを否定するものではありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
110	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1.	新商品開発に当たり、顧客保護等に係る管理責任者が、顧客保護等の観点から生じうる問題点を洗い出した上で新商品委員会に報告することを求めているが、顧客保護等に係る統括部門ではなく、新商品開発委員会の事務局がその役割を担い、苦情・要望等のデータベースを基に問題点を洗い出している場合も想定できるが、許容されるものかどうかを確認させて頂きたい。	実効性ある対応が図られていればよいと考えますが、新商品の開発にあたっては、データベースを参照することだけで問題のすべてをカバーできるわけではないとも考えられ、顧客保護等を日常的に管理し、関連の法令等を十分承知している部門の管理者等が、検証することも有効であると考えます。
111	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 3. (3) ① (ii)	今般の改定（案）において「損害保険会社については、」という文言が削除されたが、生命保険会社にも適用されるという認識で相違ないか。	貴見のとおりです。
112	顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 5. ②	<p>「第三者との間で顧客情報を共有する場合、共有に係る同意を、原則として書面等の方法により取得する」ことが記載されています。</p> <p>① ここで書面同意が必要とされている「共有」とは、個人情報保護法上の「共同利用」のことか、もしくは「第三者提供」のことなのか確認させて頂きたい（実務上「共同利用」と「第三者提供」とは明確に区分して対応しているため。）。</p> <p>② 「共有」には、「外部委託」に伴うものは含まれていないという理解で良いか確認させて頂きたい。</p>	<p>① 第三者提供を意図して記載しております。</p> <p>なお、共同利用の場合を含め、「ただし、個人顧客の顧客情報については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条第6項に該当する場合を除く。」としております。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p> <p>なお、委託の場合を含め、「ただし、個人顧客の顧客情報については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第13条第6項に該当する場合を除く。」としております。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
113	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 全般	「統合的リスク管理」は、「収益管理」を大幅に取り込んだ内容になっているが、「統合的リスク管理部門」が収益管理を行うことを前提としているのか。	収益目標を含む戦略目標の策定及び達成のためには、適切なリスク管理を行う必要があるとの観点から、チェック項目を記載しております。 統合的リスク管理を収益管理と切り離して考えるべきではないものの、統合的リスク管理部門が収益管理を行うことを前提としているものではありません。
114	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ⑧等	「データの正確性及び完全性」について、当該記載は、データの特長（入手可能性等）を踏まえた上で、採用するリスク管理手法にとって必要なデータの正確性及び完全性を確保することが求められているという理解でよいか。	貴見のとおりです。
115	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 【検証ポイント】	今回の統合的リスク管理の定義にある「潜在的に重要なリスク」という言葉を使用した意図をご教示頂きたい。	保険会社における統合的リスク管理の枠組みはまだ完全に確立されておらず、保険会社が重要なリスクを十分捉えきれていない可能性があり得ることを踏まえ、こうした記載としております。
116	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ③	「統合的リスク管理の計量化手法では把握できないリスクを捉える」とあるが、具体的にどのようなリスクを想定しているのかご教示頂きたい。	当該項目は、ストレス・テストに関して記載しているものであり、具体的には、VaR等の統計的手法では把握できないリスク等を想定しています。
117	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ③	「リスク限度枠の設定に関する方針」にある「リスク限度枠」とは、保険会社が自ら管理対象となるリスクに応じて設ける限度枠を指しているという理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
118	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 1. ③	<p>統合的リスク管理方針に明確に記載される項目の例として、「十分な自己資本等を維持するための基本方針」等が記載されているが、「自己資本管理」について、リスク管理部門とは別の経営企画部門等が行うことも容認されとの理解でよいか。</p> <p>例えば、脚注2に「統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい」とあるとおり、リスク管理部門において、「自己資本管理」以外の統合的リスク管理方針を定め、経営企画部門等において、必要な場合、自己資本等の充実度の評価といった自己資本に関する方針を定めることでよいか。</p>	貴見のとおりです。
119	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 1. ④	<p>「経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となる自己資本等の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本等の水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか」との記載があるが、当該規定は、具体的な調達額や調達方法を経営計画において定めることを求めるものではないとの理解でよいか。</p>	貴見のとおりです。
120	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 1. ⑤	<p>「資本配賦運営」とは、どのような運営をイメージしているのか。</p> <p>例えば、リスク資本枠の遵守状況・使用状況とリスク限度枠の遵守状況・使用状況との相違は何か。(別に記載している趣旨を確認させていただきたい)</p>	<p>「資本配賦運営」とは、各リスク・カテゴリーに対し、リスク資本を配賦し、リスク資本枠での限度枠管理を行う運営を想定しています。</p> <p>また、リスク資本枠とは、資本配賦運営を行っている場合を想定しており、リスク限度枠とは、資本配賦運営を行ってなくとも、何らかの限度枠が設けられていることを想定して、こうした記載としております。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
121	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 1. ⑥	「方針策定プロセス」とは、統合的リスク管理方針を指 し、経営計画や資本計画は含まないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、必要に応じて、経営計画や資本計画等の整備に係るプ ロセスの有効性を検証し、適時に見直しを行うことも重要であ ると考えます。
122	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 2. ①	「事業全体としてリスク管理を行う枠組み」とは、自己 資本等の充実度の評価に加えて、どのような枠組みをイメ ージしているのか確認させて頂きたい。	【検証ポイント】に記載しているとおおり、潜在的に重要なリ スクを含めて総体的に捉え、自己資本等と比較・対照すること にとどまらず、保険引受や保険料率設定などフロー面も含めた 事業全体としてリスクをコントロールすることを想定し、こう した記載としております。
123	統合的リスク管理態 勢の確認検査用チェ ックリスト I. 2. ④ (i)	I. 2. ④ (i) において、管理者又は統合的リスク管 理部門が直接、管理すべきリスクに関係する部門（例えば、 商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等）に対して 指示することを想定していると考えられるが、管理者また は統合的リスク管理部門が、各リスク管理部門（例えば、 資産運用リスク管理部門など）を通じて、管理すべきリス クに関係する部門に対して指示することも想定した記載 とすべきではないか。	「具体的な施策を行うよう指示」については、必ずしも各部 門に直接指示することを念頭に置いているものではありません。 指示の方法はどのような態勢を構築するかによって変わり 得るものと考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
124	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. ④ (ii)	商品開発・資産運用・保険引受等の各部門において、統合的リスク管理態勢をそれぞれ整備することが必要であるという理解でよいか確認させて頂きたい。	各部門が保有するリスクを統合的に管理することが重要であることから、ここでは、取締役会等が、統合的リスク管理部門とその他の各部門との適切な連携態勢を整備しているかを検証することとしているものです。
125	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. ③ (vi)	「管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システムを整備しているか」とあり、脚注14では、「EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する」とあるが、当該記載は、リスク管理のすべてをシステム化することを求める趣旨ではないという理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
126	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 1. ③ (vii)	管理者は研修・教育態勢の整備、人材の育成等の役割を求められているが、必ずしもリスク管理統括部門が直接的に行うのではなく、会社全体としての人材育成態勢等において対応していればよいか確認したい。	貴見のとおりです。 統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢が整備されることが重要と考えます。
127	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 2. (1) ① (i)	「また、リスク・カテゴリーの網羅性に加え、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか」との記載があるが、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等に所在するリスクの大きさに応じて必要となる対応は変わり得るとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
128	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 2. (1) ② (i)	「リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか」とあるが、ここで言う「計測手法」「保有期間」とは、どのようなものを指しているのか。	「計測手法」とは、分散共分散法、ヒストリカル・シミュレーション法、モンテカルロ・シミュレーション法等を指し、「保有期間」とは、どのような期間に発生する損失をリスクと捉えるかを決定する上でのリスク計測の前提条件を指します。
129	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 2. (4)	「損失が顕在化している場合又は収益が低下している場合は、自己資本等の充実度評価の際にその損失又は損失発生リスクを考慮しているか。」とされているが、『収益が低下している場合』とはどのような状況をイメージしているのか、確認させて頂きたい。	収益が低下している場合とは、時系列的に収益（収益率）が低下している状況や、収益目標と比較して収益実績が低下している状況を想定しています。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
130	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 2. (6) ③	「資産・負債の総合的な管理が十分でない場合」とあるが、当該記載は、資産・負債を総合的に見て、リスクが過大である場合との理解でよいか。	リスクが過大である場合のほか、リスクを十分に把握できていない場合などを想定しています。
131	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅱ. 2. (6) ④	「統合的リスク管理部門は、自己資本等の充実度が十分でない場合、速やかに、資本増強等の実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ」とあるが、資本増強等の対応策を検討するのは、必ずしも一律な定量的要件のみで判断されるものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
132	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1. ①	新契約や保有契約に含まれている <u>解約オプション</u> に起因するリスク（保険料を継続的に払い込むかどうかのオプションを契約者が保持しており、金融情勢の変化に伴って保険料契約の <u>解約率（継続率）</u> が変化すること）ではないか。	保険契約の継続率には、解約のほか、失効、減額も想定しているため、こうした記載としております。
133	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 1. ③ (ii)	「また、市場環境の大幅な変動時等の経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には適時適切にALM委員会等を開催し、代表取締役が出席しているか」との記載についてお伺いしたい。 経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には、ALM委員会ではなくて取締役会等で検討する場合もあるが、「ALM委員会等」には取締役会なども含まれるという理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
134	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. ⑤ (i)	「監査プログラム」とはどのような位置づけのものか。内部監査実施要領や計画とはどのような関係にあるかを確認させて頂きたい。	「監査プログラム」は、監査の目的及び、その達成のための監査手続、リスクアセスメント結果に基づく監査項目を記載したものを想定しています。また、「内部監査実施要領」等よりも詳細なものであり、より柔軟なツールであることを想定しています。
135	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. ⑤ (i)	監査プログラムが「整備されているか」となっているが、監査プログラムは、監査の都度、被監査組織毎に策定する個別の監査実施計画に近いものとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
136	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙) I. 【検証ポイント】	「法令等で求められている経営分析や区分経理等」とは、具体的にはソルベンシー・マージン比率の算出や将来収支分析、生命保険会社における区分経理のことと思われるが、他に想定しているものはあるか確認させて頂きたい。	貴見のとおり、具体的にはソルベンシー・マージン比率の算出や将来収支分析、生命保険会社における区分計理を想定しており、現時点において、他に想定しているものはありません。
137	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙) I. 1. ②	「責任準備金等の積立額の算定に関する方針」については、現行の保険検査マニュアル (財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. (1) に記載の「責任準備金等の積立方法及び積立水準等に関する基本的な方針」と同様との理解でよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
138	統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙） I. 2. ②（i）	<p>財務の健全性・保険計理管理部門の設置が求められているが、脚注2には「財務の健全性・保険計理管理部門を独立した態様で設置しない場合には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する」とある。財務の健全性・保険計理管理部門については一律に他の部門からの独立性を求めているものではないとの理解でよいか。</p> <p>また、財務の健全性・保険計理管理部門の設置については現行の保険検査マニュアルで求めている内容と変わらないとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
139	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ②	<p>「負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか」は何を意図しているのか。また、再保険の受再も当該検証項目の対象としているのか。</p>	<p>保険会社が戦略目標を設定する際には、負債特性を十分に考慮する必要があることから、こうした記載としております。</p> <p>なお、貴見のとおり、再保険の受再も対象としております。</p>
140	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ②	<p>「取締役会は、負債特性を戦略目標の設定における重要な要素として位置づけているか」における「負債特性」とは、保険契約の負債性と各商品別の特性を表現していると理解してよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>負債特性については、各保険会社により異なると考えられますが、残存期間、オプション要素等もあり、左記のみに限定されるものではありません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
141	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト I. 1. ③	「保険引受リスク管理方針を定め、組織全体に周知させているか」とあるが、商品開発部門の関連部門に周知させていれば足りるものと考えてよいか確認させて頂きたい。	どのような方針で保険引受リスクを管理するかは、商品開発部門の関連部門のみならず、営業推進部門や各リスク管理部門等にとっても重要と考えますので、組織全体としております。 なお、組織全体と記載した場合には、保険会社全体を意味します。
142	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト I. 1. ③	「保険引受リスク管理方針」策定の必要性は、保有商品に占める長期保険の割合などに応じたものであることを確認させて頂きたい。	方針の内容については、保険会社の規模・特性に応じたものであれば良いと考えますが、方針の策定自体は必要です。
143	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト I. 1. ③ 脚注2	「出再・受再の割合が軽微」の判断は、重要性に応じて各社が判断するとの解釈でよいことを確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。
144	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト I. 2. ⑥	「・負債特性の分析・評価方法の妥当性」「・業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った保険引受リスク管理プロセスの適切性」とは、どんなことを想定しているのかお示し頂きたい。	「負債特性の分析・評価方法の妥当性」とは、基本的には、保険引受リスク管理部門が行っている分析・評価方法が、保険引受リスク管理方針等に基づき、遺漏のない形で適切に行われているかを検証するものです。また、「保険引受リスク管理プロセスの適切性」とは、基本的には、リスクの特定・評価、モニタリング、コントロールの方法といった保険引受リスク管理プロセスの適切性を検証するものです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
145	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. ③ (iv)	「保険引受リスク管理システム」とはどのようなものを指すのか。例えば、リスク発現状況である保険引受損益の状況等は、通常経理システムや商品管理システムで把握しており、保険引受リスク管理専用のシステムで管理していない場合もある。	「保険引受リスク管理システム」とは、保険引受リスク管理に関するシステム全般を指しています。具体的にどのようなシステムであるかは、保険会社により異なります。このため、必ずしも専用のシステムを整備する必要はありませんが、全体として業務の規模・特性及びリスクプロファイルに見合った信頼度の高いシステムを整備することが必要と考えます。
146	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (1) ② (vi)	「保険引受リスク管理部門は、第三分野保険商品についてリスクを的確に把握しているか。」の項目が追加されている趣旨を確認させて頂きたい。	第三分野保険商品についても、リスクを的確に把握する必要があることから、保険引受リスクの特定・評価におけるチェック項目の一つとして明確に記載したものです。
147	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (1) ② (viii)	純粋な新規商品の場合は「以下の事項」とされるもののうち、「収支予測」や「販売計画の妥当性」については測りづらいケースがあるものと思われる。新規商品についても既存商品と同等レベルの検討が求められるのか確認させて頂きたい。	「収支予測、販売計画の妥当性」については、「例えば」として例示しているものであり、新規商品についても、既存商品と同等レベルの検討を一律に求めるものではありませんが、ここでは、新規商品、既存商品を問わず、保険引受リスク管理部門が、事前に内在する保険引受リスクを洗い出し、保険引受リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているかを検証することになります。
148	保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (1) ② (ix)	「保険引受リスクを計量している場合については」とあるが、ここでいう「計量」とは (iv) に記載されている「地震、台風等の自然災害による集積リスクや大規模事故による巨大リスクについて、適切な手法によるリスク計量化を行い予想最大損害額を把握しているか」の部分の指しているのか確認させて頂きたい。	(iv) に記載している内容に限られるものではありません。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
149	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト Ⅱ. 2. (3) (ii)	「保険引受リスク管理部門は、保険募集に際し、引受基準等を遵守するよう営業拠点及び保険募集人を指導・管理しているか」との記載があるが、例えば、引受審査等の関連部門等、保険引受リスク管理部門以外の部門による実施を否定するものではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
150	保険引受リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト Ⅱ. 2. (4)	(i)、(ii)について具体的にどのような趣旨か。	(i)はリスク管理の高度化の観点から、(ii)は保険引受リスク管理手法の検証・見直しの観点から、こうした記載としております。
151	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト 全般	「部門」と「組織」が使い分けられているが、それぞれの言葉の定義を確認したい。	「部門」は、他のカテゴリーも同様、管理者の指示により、実際の管理活動を行うものとして一般的に整理しています。また、「組織」は、「組織全体」としている場合は保険会社全体を意味し、「組織内」としている場合には、関係する必要な組織内を意味します。
152	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト Ⅰ. 1. ②	「どの程度の資産運用リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり」との記載があるが、長期運用を行う生命保険会社の場合、単年度で収益ベースの目標を定めるのではなく、ALMなどの観点から目標とするポートフォリオを設定し、それに基づいた各年度の資産アロケーション計画の中でリスクコントロールや収益性を踏まえた投融資を実行している。このような目標ポートフォリオや資産アロケーション計画に基づく投融資運営をもって、「目標」と解してよいか。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
153	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ③	「資産運用リスク管理方針」の策定の必要性は、運用資産の規模・内容などに応じたものであることを確認させて頂きたい。	方針の内容については、保険会社の規模・特性に応じたものであれば良いと考えますが、方針の策定自体は必要です。
154	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 3. ② (iii)	「不動産投資リスク管理部門の管理者は、不動産投資リスク管理を行うためのシステムを整備しているか」とあるが、例えば、保有不動産のデータを管理する勘定系・情報系システムを不動産投資部門及びシステム部門が整備し、不動産投資リスク管理に当該システムのデータを活用することを妨げる趣旨ではないという理解でよいか。	不動産投資部門等が整備したシステムのデータが適切なものであれば、そのデータの活用を妨げるものではありません。
155	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 3. ② (iii)	「不動産投資リスク管理を行うためのシステムを整備しているか」とあるが、個社により不動産投資の取組規模は異なるため、従来通り、「・・ことが望ましい」というレベルの内容ではないか。	<p>システムの整備は保険会社の規模・特性に応じて行うことが必要であり、必ずしも全ての保険会社に高度なシステムの整備を求めるものではありません。</p> <p>なお、ベスト・プラクティスとして保険会社のあるべき姿をマニュアルにおいて示すのは、却って保険会社の創意工夫を阻害するおそれもあり、極力ベスト・プラクティスとして記載する項目を減らしました。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
156	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 3. ③ (v) 脚注14	<p>現行の保険検査マニュアルでは、不動産投資部門の管理状況等に対して「不動産部門とは独立した部門（検査部門等）によるチェックが定期的に（少なくとも年1回）行われているか」と記載されているのに対し、改定（案）では「不動産投資リスク管理部門がその適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証する」となっている。内部監査部門等が不動産投資リスク管理部門として上記検証を行うことが許容されていると理解してよいか確認させて頂きたい。</p>	<p>ここでは、不動産投資リスク管理部門が、不動産投資部門が行った投資不動産の管理状況等について、その適切性・妥当性を定期的又は必要に応じて随時、確認しているかを検証することとしておりますが、他の部門が行った検証結果等を活用することを妨げるものではありません。</p>
157	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙1） Ⅱ. 2. (1) ④	<p>今般「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」においてストレス・テストについて規定されているため、該当箇所については重複感がある。統合的リスク管理に加えて、各リスクカテゴリー毎にストレス・テストを実施して、それぞれ経営報告を行うべきとの趣旨か確認させて頂きたい。</p>	<p>本チェック項目及びⅢ. 4. (10)は、市場リスクを適切に管理する視点から、市場リスク管理部門が市場リスクのストレス状況を把握、適切に活用しているかを検証するものです。</p> <p>市場リスクに係るストレス・テストの実施を統合的リスク管理部門が行うことや、市場リスク管理部門が統合的リスク管理部門の指示に基づき行うことを妨げるものではありませんが、上記の趣旨に照らして、適切にストレス状況を把握することが必要です。</p> <p>なお、ストレス・テストの結果について、経営陣に報告する経路や手続については、経営陣が必要な情報を適時・適切に入手できるよう、各保険会社が判断すべきものと考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
158	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 1. ②	市場リスク管理部門による市場部門の適正価格取引の 確認については、具体的にはどのような確認をイメージし ているのか確認したい。	ここでは、商品の特徴、取引形態に応じて、適切な価格で取 引をおこなっているか等を検証することになります。例えば、 Ⅲ. 3. ③【時価評価】に記載している対応が考えられます。
159	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 2. (1) ①	ファンド購入にあたり確認すべき項目の例示として、 「当該保険会社の管理方法の限界等」が挙げられている が、具体的には何を確かめることを求められているのかお 示し頂きたい。	ファンドの中身を知ることができない、ファンド時価情報の 取得頻度が十分ではない、時価の時系列データが十分ではない、 アクティブリスクを捉えることができない、リスク量を計測で きないなどリスク管理上の弱点が想定されます。
160	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 2. (1) ②	購入時の確認項目として「ボラティリティ」と「収益の 安定性」が使い分けられているが、それぞれの定義を確認 したい。	「ボラティリティ」とはファンドの価格変動を、「収益の安定 性」とは配当を指します。
161	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 2. (1) ③	情報の取得の十分性については、契約に定められた情報 開示のほか、運用者との面談等により取得しているものを 含むとの理解でよいか確認したい。	契約において、リスク管理上、十分な情報が得られるよう担 保されていることが必要です。
162	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 3. ② (iii)	「CDS取引を行うに当たっては、取引の安全性を向上 させる観点から、適切な取引実務を採用しているか。」の 「適切な取引実務」とは何を指しているのかを確認した い。	カウンターパーティの信用リスクの確認等を想定していま す。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
163	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 3. ④	「カウンターパーティ別及びカウンターパーティの類 型別のエクスポージャーの管理」とあるが、この「カウ ンターパーティの類型別」とはどのような分類を想定してい るのか確認したい。	類型別とは、例えば、信用格付別等、様々な類型化が想定さ れますが、どのように類型するかについては、各保険会社が判 断すべき事項と考えます。
164	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (1) (ii)	「問題がない」とは、「保険会社が連結対象子会社を含 めて市場リスク管理を行ううえで問題ない」という理解で よいか確認させて頂きたい。	基本的に、そのような理解で差し支えありません。 当該項目は、連結ベースで市場リスク管理を適切に行う必要 があり、連結対象子会社のリスク計測手法が連結ベースのリス ク管理の視点において適切なものかを確認するものです。なお、 全ての連結対象となる子会社に対して、市場リスク計量手法（モ デル）を用いることを求めている訳ではありませんが、計量手 法を用いるかどうかについての検討を行い、用いていない場合 においても市場リスクの内部管理上、問題等がないかについて 確認することが必要と考えます。
165	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (2) ① (iii) （別紙2） Ⅲ. ⑦ (ii) イ. c	「取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、市場リ スク（信用リスク）計測手法について理解を深めているか」 とあるが、ここで言う「研修を受けるなどして」は必須要 件ではなく、例えば、リスク計測手法について既に一定程 度理解している取締役についてまで改めて研修などを受 ける必要は無いとの理解でよいか確認したい。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
166	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (11) (i)	市場リスク計測手法の検証にあたり、開発からの独立性が求められているが、具体的にどのように独立性を確保することが求められているのか確認させて頂きたい。例えば、市場リスク管理部門の中で開発と検証のラインを分けて対応することも許容されるのか。	ここでは、「市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により」「市場リスク計測手法の正確性や適切性について検証されているか」を検証することになります。 例えば、市場リスク計測手法を開発した者でないことや、市場リスク計測手法を開発した者から干渉を受けることがないことなど、実質的に、客観性が担保できる立場であることが必要と考えます。 この趣旨が担保できているのであれば、「市場リスク計測手法の開発から独立した者」とは、組織なのか、人なのかは問いません。
167	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (11) (iii)	「中長期的な分析」とはどのような分析を想定しているか、具体的な例示等をお示し頂きたい。	例えば、リスク計測時の市場データの観測期間が短過ぎて変動の大きい時期をカバーしていないことなども想定されるため、中長期的な期間でバック・テストを行った結果の分析等が考えられます。
168	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (11) (v)	「仮想的なポートフォリオを使用した検証により、市場リスク計測手法がポートフォリオの構造的な特性から生じる影響を適切に把握していると評価できているか」について、どのような検証を想定しているか、具体的な例示等をお示し頂きたい。	例えば、仮想的なポートフォリオを使用して、バック・テストを行うことが考えられます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
169	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (11) (v)	① 例えば、特定のリスクヘッジを企図した効果予測を行う ため、仮想ポートフォリオを使用して市場リスク計測 結果の妥当性を確認している事例など、該当すると考え て良いか。 ② ポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響の 把握について、例えば、リスクカテゴリー別のリスクが ポートフォリオの中に入っているが、それを特定のリス クを排除するようなポートフォリオにした場合、計測モ デルがそのようなリスクを適切にとらえることができ るかといった手法で、計測モデルの信憑性を評価するも のは該当するのか。	① 本チェック項目は、市場リスクの計測手法の検証を行うも のとして記載しております。リスクヘッジの効果予測を目的 としているものという質問の趣旨であれば、目的が違うと考 えます。 ② 貴見のとおりです。
170	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 4. (13) ④	市場リスク計測態勢を確立し、内部監査による適切な監 査が実施されていれば、必ずしも外部監査を実施する必要 はないという理解でよいか確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。
171	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 1） Ⅲ. 5. ① (ii) （別紙2） Ⅲ. ⑦ (vi) イ. b	外部業者が開発した市場リスク・信用リスク計測モデル の妥当性の検証は、リスク管理部門、内部監査部門それぞ れが別々に行う必要があるか。例えば、リスク管理部門が 実施した検証を内部監査部門が確認することでも良いか。	リスク管理部門及び内部監査部門の検証への関与につい ては、例えば、モデルの複雑さや内部監査の整備状況等によ って異なるものと考えます。なお、ご意見のような考え方も あると考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
172	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙2） 全般	「信用リスク管理部門」「審査部門」「融資部門」「与信管理部門」等の部門名について、それぞれの用語の定義を確認したい。	本マニュアルにおいては、①審査部門、②与信管理部門、③問題債権の管理部門の3つの部門を総称して信用リスク管理部門と位置づけています。なお、これらは必ずしも組織形態としての部門である必要はなく、機能として有効であるかを検証することとしています。 また、「融資部門」は融資の実行を行う部門を指します。
173	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙2） Ⅱ. 2. ②	与信先の業況推移等の状況等の管理は審査部門、子会社も含めた一体管理は与信管理部門（リスク管理部門）が対応するという態勢も許容されるという理解でよいか。	貴見のとおりです。
174	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙2） Ⅲ. ⑤	問題債権の管理について、再生方向での取り組み、延滞長期化の未然防止、債務者保護の取り組みについて記載されているが、銀行等と同等の対応が求められるわけではないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
175	資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（別紙2） Ⅲ. ⑦（i）ロ	信用リスク計測手法について、「重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。」となっているが、保険会社だけでなく全ての連結子会社についてリスク計測手法の問題がないか確認する必要がある、ということか。	ここでは、全ての連結対象となる子会社に対して、信用リスク計量手法（モデル）について用いることを求めている訳ではありませんが、計量手法を用いるかどうかについての検討を行い、用いていない場合においても信用リスクの内部管理上、問題等がないかについて確認することは必要と考えます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
176	資産運用リスク管理 態勢の確認検査用チ ェックリスト（別紙 2） Ⅲ. ⑦（iii）ハ	<p>信用リスク計測手法の検証にあたり、開発からの独立性が求められているが、具体的にどのように独立性を確保することが求められているのかお示し頂きたい。例えば、信用リスク管理部門の中で開発と検証のラインを分けて対応することも許容されるのか。</p>	<p>ここでは、「信用リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により」「信用リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか」を検証することになります。</p> <p>例えば、検証を行う者が、信用リスク計測手法を開発した者でないことや、信用リスク計測手法を開発した者から干渉を受けることがないことなど、実質的に、客観性が担保できる立場であることが必要と考えます。</p> <p>この趣旨が担保できているのであれば、「信用リスク計測手法の開発から独立した者」とは、組織なのか、人なのかは問いません。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
177	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト全般	<p>本改定（案）において「オペレーショナルリスク等」に「流動性リスク」が含まれますが、将来本邦においても規制でなんらかの枠組みが示されるであろう、内部モデルを用いたオペレーショナルリスク計量化を考慮に入れた際、保険検査マニュアルにおけるオペリスクの範囲に「流動性リスク」を含めるのは混乱を生じさせるものと思料します。</p> <p>つまり、市場流動性リスクについては、通常における流動性プレミアム（ディスカウント）は資産運用リスクにすでにカバーされており、また、市場流動性を考慮すべき事由としての資金化（流動化）については、時価ベースを基礎としたリスク資本管理の枠外のリスク管理となり、資金繰りリスクとして管理されることとなります。なお、資金繰りリスクは、その性格上、資金（現金）により対応されるものであり資本により対応されるものではありません。また、資金繰りにおけるミスは、事務リスクに包含されるものと考えます。</p>	<p>「オペレーショナル・リスク等」は、①事務リスク、②システムリスク、③流動性リスク、④その他オペレーショナル・リスクを総称したものであり、流動性リスク自体をオペレーショナル・リスクとして定義したのではなく、①～④を一体として管理することを想定しているものではありません。</p> <p>なお、従来は、「流動性リスク」のうち、「資金繰りリスク」については「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」に検証項目を設け、「市場流動性リスク」については「資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」に検証項目を設けていたところですが、「資金繰りリスク」は「市場流動性リスク」と密接に関係するものであることから、今般、両者を併せて「流動性リスク」として「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」に検証項目を設けることといたしました。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
178	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト 【検証ポイント】	「オペレーショナルリスク等」を、①事務リスク ②システムリスク ③流動性リスク ④その他保険会社が「オペレーショナル・リスク」と定義したリスクとしています。各保険会社において④の範囲の特定が困難と見られます。本改定（案）において④として「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」を例示しているのであれば、銀行業界におけるバーゼルⅡの定義と同様に、オペレーショナルリスク（全体）の定義を定めることでは如何でしょうか。	「オペレーショナル・リスク等」とは、ご指摘の①から④を総称したものであり、全体の定義を定めることを想定したものではありません。また、保険会社における規制・監督上の枠組は、預金取扱金融機関と同一ではないことから、バーゼルⅡの定義と同様の定義を定めることは不適切と考えます。 ④については、各保険会社が自らの業務内容に照らして、管理すべきリスクを特定すべきものと考えます。
179	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ③	「オペレーショナル・リスク等管理方針」策定の必要性は、リスク顕在化の程度などに応じたものであることを確認させて頂きたい。	方針の内容については、保険会社の規模・特性に応じたものであれば良いと考えますが、方針の策定自体は必要です。
180	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 1. ④	「オペレーショナル・リスク等管理方針策定のプロセスの有効性を検証」とは、どういう意味か。	オペレーショナル・リスク等の管理状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスについても、PDCAサイクルの一環としてその有効性の検証や見直しを行っているかを検証するものです。
181	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. (1) ③	本チェックリストで使用される「各業務部門」とは「保険募集管理」で使用される「関係業務部門」と同じ意味であるか、確認させて頂きたい。	全ての部門で事務は行われていることから、「各業務部門」という言葉を使用しているものであり、保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストで使用している「関係業務部門」とは異なります。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
182	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. (2) ② (iv)	「取締役会等は、システムリスク管理部門から各業務部門に対する牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。」とあるが、それはどのような状態をイメージしたのかご教示頂きたい。あわせて、システムリスク主管部が、業務部門に対するモニタリング等牽制を実施していれば、態勢を整備していると言えるかを確認させて頂きたい。	システムリスク管理部門が各業務部門に対しモニタリング等により適切に牽制できる状態を取締役会等が整備していることを想定しています。 なお、モニタリング等牽制を実施していれば、態勢を整備していると言えるかについては、各業務部門の規模・特性に応じて、適切な頻度で行われているかも重要です。
183	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 2. (2) ⑦	「内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証」とは、どういう意味か。内部規程・組織体制の整備の際に、その手順・手続面がきちんと踏まれたことを取締役会等が確認しているか、ということのように解釈できるが、その理解でよいか確認させて頂きたい。	システムリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスについても、PDCAサイクルの一環としてその有効性の検証や見直しを行っているかを検証するものです。
184	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 1. (2) ② (iii)	事務指導部門が直接問い合わせ等に対応する書きぶりとなっており、現行の保険検査マニュアルの「事務指導部門では～体制を整備しているか」から変更されている。必ずしも、事務指導部門が問い合わせ対応部署を担うことを求めていることを確認させて頂きたい。	ここでは、事務指導部門が問い合わせ対応部門であることを想定した記載としておりますが、他の部門が同様の役割・責任を担っているのであれば、それを否定するものではありません。
185	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 2. (2) ① (i)	現行の保険検査マニュアルでは「勘定系・情報系・対外系・証券系・国際系」という記載であるが、改定（案）では「業務系、情報系、資産運用系」と変更している。理由をご教示頂きたい。	保険会社のシステムに合わせて旧マニュアルの言い振りを変更しております。
186	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト II. 3. (1) ②	流動性リスク管理規程に盛り込むべき「流動性危機発生時の保険会社全体での対応策に関する取決め」とは、例えばどのようなことが想定されるのか。	例えば、信用不安に伴う急激な解約の増加への対応策が想定されます。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
187	オペレーショナル・リスク等管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 1. (1) ③ (ii)	自主点検の結果等の事務統括部門と内部監査部門への報告について、「部門等」ではなく2部門を限定列挙している意味を確認させていただきたい。	ここでは、事務統括部門と内部監査部門に対し、報告されることを想定して、こうした記載としておりますが、これ以外の部門に対しても報告することを妨げるものではありません。
188	オペレーショナル・リスク等管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 2. (1) ④ (viii)	「利用者自身が使用状態を確認できる機能を設け」とは、銀行等ではネット口座を有する契約者が利用履歴等を確認できる機能などと想像するが、保険会社で現在行われているインターネット取引においてはどのようなケースが該当するのか、ご教示頂きたい。	「利用者自身が使用状態を確認できる機能」とは、ユーザーID等が不正使用されていないか、利用者自身で確認可能な機能（ログイン日時とログオフ日時の履歴表示等）を指しております。必要性が想定されるケースには、例えば、インターネット取引で契約者貸付を行う場合等が考えられます。
189	オペレーショナル・リスク等管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 2. (2) ② (iv) イ	「品質管理基準を設定し、テスト結果を検証」する対象となる開発はすべての開発が対象になるのか。例えば、社内統計用データ加工業務なども必要になるのか、確認させていただきたい。	「品質管理基準を設定し、テスト結果を検証」する対象となる開発は、全ての開発を指すものではなく、規模・特性を踏まえて決定するものと考えます。 なお、ご質問の社内統計用データ加工が、どの程度の業務を想定しているか不明ですが、業務（システム）の重要度等により要否を判断するものと考えます。
190	オペレーショナル・リスク等管理態勢の 確認検査用チェック リスト Ⅲ. 2. (2) ② (iv) イ	品質管理基準に盛り込まれるべき事項を例示頂きたい。	品質管理基準に盛り込まれるべき事項については、規模・特性に応じて異なるものと考えます。「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（財団法人金融情報システムセンター編）等もご参照ください。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
191	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. (2) ② (iv) イ	「テスト計画を作成し、適切かつ十分にテストを行っているか。また、テスト計画には、品質管理基準を設定し、テスト結果を検証しているか」とあるが、ここでいう「品質管理基準」とは必ずしも一律の基準でなく、また定量的なものだけを指すのではないことを確認したい。	貴見のとおりです。
192	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. (2) ② (v) ハ	「システムの移行判定基準等を策定し、当該基準等に基づきシステムの移行を決定しているか」とあるが、ここでいう「移行判定基準」とは必ずしも一律の基準を指すのではないことを確認したい。	貴見のとおりです。
193	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. (4) ②	当該項目は、保険会社に対する検査項目ではなく、検査対象保険会社のシステム関係業務を受託している法人等に対し、当局が直接確認、検査を行うことを意図し、その際の確認項目として設定されたものとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
194	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 2. (4) ② (v)	「品質管理部署」は委託先の部署と理解してよいか、確認させて頂きたい。	貴見のとおりです。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
195	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 4. (1) ①	「法務リスク」はあらゆる業務において潜在するものであるが、ここで「保険会社が法務リスクとして定義したものの」の管理が求められている趣旨は、あくまでもオペレーショナル・リスク管理の観点から、各社が一定のルールを設定し管理を行うことが求められている、との理解でよいか。	貴見のとおりです。
196	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 4. (1) ①	法務リスクはあらゆる事業領域において潜在するものであるため、特定の一部門において全ての「法務リスク」を管理することが必ずしも実効的・効率的とはいえないと思料する。したがって、「法務リスクを管理する部門」については、保険会社の組織態勢に応じて、複数の法務リスク管理部門が分担して管理する態勢を採用している場合には、その複数の部門が該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
197	オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト Ⅲ. 4. (1) ①	「法務リスクの管理」については、損失・損害の実現可能性や実現した場合の影響等を考慮し、それに応じて管理対象となる事象を把握する態勢とすることを妨げる趣旨ではない、との理解でよいか。	貴見のとおりですが、損害・損失が実現する可能性が低い事象や影響が軽微な事象と判断する基準の取決めの有無や、必要に応じ、見直しを行っているかを検証することになります。
198	実地調査用チェックリスト 1. (3)	当該箇所の表題「保険募集人の採用・委託・登録(届出)」及び本文の「委託」という文言は不要ではないでしょうか。保険募集人は採用か登録であって、「委託」ではあり得ないと思います。「委託」の対象は募集人ではなく、あくまでも代理店ではないでしょうか。(保険募集管理態勢の確認検査用チェックリストも同様)	保険募集人とは代理店を含めた概念として使用(【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】(6)⑥参照)していることから、こうした記載としております。

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
199	資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト全般	<p>保険検査マニュアル改定（案）においては、「資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト（Ⅲ. 自己査定基準の適切性の検証）」に記載があるとおり、当該チェックリストに記載されている以外の方法（保険会社が独自に構築する自己査定基準による方法。以下、「独自基準」という。）により自己査定を行うことは、その内容が合理的であることを前提として許容されており、償却・引当においても同様の考え方とされている。</p> <p>有価証券の分類等において、無登録信用格付業者による格付を利用する場合、この「独自基準」に該当することとなり、当該業者の格付付与の方法等を保険会社が把握し、適切であることを確認する必要があると理解している。</p> <p>一方、「説明事項に係るグループ指定制度」では、登録業者と同一のグループに属する無登録信用格付業者のうち、(i)情報の公表状況等が登録業者と同じ水準であること、(ii)「グループ共通の格付方法等」を採用していること、(iii)登録業者を通じて「グループ共通の格付方法等」を公表していること、を満たしている法人を金融庁長官が指定するものであることから、当該指定の状況を確認することで、指定を受けた法人の格付付与の方法等が、登録を受けた信用格付業者と同等の水準であることを確認することができると思うが、その理解でよいか。</p>	<p>「保険会社の自己査定基準の中の個別のルール」とあるとおり、必ずしも、信用格付業者以外の格付を使用することを妨げるものではありませんが、無登録業者である以上は、格付を有価証券の分類や優良担保等の基準に使用する場合には、格付付与の方法等を把握し、適切であることを適時に確認しておく必要があると考えます。</p> <p>ただし、貴見のとおり、「説明事項に係るグループ指定制度」の適用を受けている格付機関については、グループ共通の格付方法等を採用していることなどが条件とされていることから、その格付機関の格付を活用することも可能であると考えます。</p>

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
200	資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト ○自己査定に関する検査について II. 2	「自己査定は、①各資産所管部門において第一次の査定を実施し、本部貸付承認部門において第二次の査定を実施した上で、各資産所管部門及び本部貸付承認部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法」とあるが、「適切性の検証」とは、各資産所管部門および本部貸付承認部門から独立した資産監査部門による「監査」が実施されていれば、問題がないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
201	資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト (別表1) 1. (1)	債務者区分を要しないものとして「国、地方公共団体」が挙げられているが、従来挙げられていた「被管理金融機関」が削除された理由について確認したい。	「被管理金融機関」については、既に現存しないことから、削除しております。
202	資産査定及び償却・引当の確認検査用チェックリスト ○償却・引当に関する検査について II. 2	「償却・引当は、①自己査定の実施部門において個別貸倒引当金の算定を行い、決算関連部門において一般貸倒引当金の算定を行った上で、各資産所管部門、本部貸付承認部門及び決算関連部門から独立した部門がその適切性の検証を行う方法」とあるが、「適切性の検証」とは、各資産所管部門および本部貸付承認部門から独立した資産監査部門による「監査」が実施されていれば、問題ないとの理解でよいか。	貴見のとおりです。